

令和7年第7回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和7年7月7日（金）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 議会棟 第二委員会室

出席一覧表

地区名		役 職	農 業 委 員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠
東部地区	古市		松永 年實	○		
			麻 隆司	○		
			笹本 育司	○		
					松本 武博	○
	西浦		塩田 勝則	○		
			高橋 寛	○		
			井口 優	○		
					辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○		
			植野 純央	○		
			吉田 隆美	○		
					吉田 繁	○
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○		
					尼丁 正寄	○
	高鷲	会 長	奥野 晋也	○		
			松本 忠久	○		
	丹比		大谷 章	○		
			小池 良夫	○		
					大谷 憲央	○

出席委員 （農業委員 14名） （推進委員 5名）

欠席委員 （農業委員 0名） （推進委員 0名）

農業委員会事務局 小池靖彦 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

・報告	第13号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	5 件
・報告	第14号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1 件
・議案	第20号	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
・議案	第21号	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
・議案	第22号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	1 件
・議案	第23号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	7 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14：00】

事 務 局	定刻となりましたので、令和7年第7回の農業委員会定例会を開催させていただきます。 出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。
奥野会長	皆様、こんにちは。 今年は梅雨の方があっという間に明けまして毎日うだるような暑い日が続いております。日中なかなか農作業がしにくい状況のなか皆さんいかがお過ごしでしょうか。いろいろと暑いですが、体には十分気を付けていただきたいと思います。 生産緑地の新規募集があります。7月1日から8月28日までの2か月間ですが、都市計画課で事前受付をしているということです。生産緑地を少しでも考えておられる方ございましたら、ぜひ緑地化の推進のほうよろしく願いいたします。 これからも暑い日が続きますけども体には十分注意して農作業の方頑張ってもらいたいと思います。 それでは今日は案件のほう、割と多いようでございますけども、最後までよろしく願いいたします。 それでは、事務局のほうよろしく願いしたいと思います。
事 務 局	それでは、令和7年第7回農業委員会定例会の案件の概略を、説明させていただきます。 はじめに、報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 古市地区4件、西浦地区1件の合計5件です。 次に、報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 高鷲地区1件です。 次に、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について 古市地区1件です。 次に、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について 駒ヶ谷地区1件です。 次に、議案第22号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 駒ヶ谷地区1件です。 次に、議案第23号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 駒ヶ谷地区5件、古市地区1件、西浦地区1件、合計7件です。

事 務 局	以上、本日ご審議いただきます案件については、報告案件6件、議案案件10件合計16件となります。 それでは議長よろしく申し上げます。
奥野議長	本定例会は成立していますこと先ほど事務局長から報告がありました。 それでは、案件に入る前に私から議事録署名委員を指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
委 員	異議なし。
奥野議長	それでは、本日の議事録署名委員を堀内委員と高橋委員にお願いしたいと思います。 それでは、報告第13号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	農地法第4条第1項第7号の届出について、ご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。 自分の土地を自分のために使用するための届出です。 1件目です。 位置図①4条届出をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 対象農地は、古市一丁目67番1 地目は、畑 面積は、6.61㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、住宅用地で、既に転用済となっております。 現地確認委員は、麻委員です。 2件目です。 位置図②4条届出をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。 対象農地は、西浦一丁目2136番1 地目は、田 面積は、217㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、露天駐車場で、既に転用済となっております。 現地確認委員は、井口委員です。 3件目です。 位置図③4条届出をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 対象農地は、誉田六丁目619番 地目は、田 面積は、436㎡ 誉田六丁目620番 地目は、畑 面積は、26㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、住宅で、既に転用済となっております。 現地確認委員は、笹本委員です。 4件目です。 位置図④4条届出をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 対象農地は、白鳥一丁目273番 地目は、田 面積は、1,381㎡

事 務 局	届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、露天駐車場で、既に転用済となっております。 現地確認委員は、松永委員です。 5件目です。 位置図⑤4条届出をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 対象農地は、軽里一丁目116番 地目は、田 面積は、591㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、露天駐車場で、既に転用済となっております。 現地確認委員は、松永委員です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございましたので報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、まず1件目の古市地区、2件目の西浦地区、3件目の古市地区については地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。 次の案件は麻委員が利害関係人に該当するということで、一時ご退出をお願いしたいと思います。 4件目の古市地区、5件目の古市地区について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。 報告第14号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてご説明させていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の権利の設定と転用届となります。 位置図⑥5条届出をご参照ください。 地区名は、高鷲地区です。対象農地は、島泉六丁目5番2の一部 地目は、田 面積は、1,334㎡のうち171㎡ 設定人、被設定人は議案書のとおりです。 転用目的は、住宅用地で使用貸借権の設定です。 現地確認委員は、奥野会長です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございましたので報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。

奥野議長	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしくをお願いします。 議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第20号農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明させていただきます。 本件は、農地の所有権移転を行うものです。 地図⑦3条許可をご参照ください。 地区名は、古市地区です。申請地は、川向73番 地目は、田 面積は、856 m² 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 現地については、石川と飛鳥川に挟まれた、田んぼが連坦する調整区域に位置しております。現状は、先月確認時において水稻の作付けがされており、耕作中であることが確認出来ています。農地の所有権移転については、双方合意済みです。 譲受人は、他市に居住しておりますが、既に申請地の隣接地で自作農地を所有しており、同じく水稻の作付けを確認済みです。また、他市に自作農地を所有しており、居住地の農業委員会からの耕作状況証明を提出されています。耕作に必要な、機材は揃っており、従事日数について、従事者の家族にて年間100日以上計画をもって、水稻を作付けされるものです。 以上のことから、通作距離や従事日数、所有農地の状況を踏まえて許可申請上支障となる点は無いと判断します 現地確認委員は、松永委員です。 説明は以上です。よろしくご審議の程お願いいたします。
奥野議長	古市地区の農地法第3条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	本件につきまして、6月30日に現地確認しました。 この土地は令和3年に前の耕作人から小作の解約がされた土地でして、譲り渡し人としては一筆だけ離れたところにあって維持し困られておられました。斜め北側の田んぼで前から米作りをされている、今回譲り受け人さんとの間で話し合われたところ、売買の話が決まりました。 土地の有効利用からみまして、3条の許可申請につきましては、問題はないと思います。以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、古市地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。 続きまして、議案第21号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第21号農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明させていただきます。
事務局	本件は、過去に許可されました一時転用につきます継続ということになります。

	地図⑧5条許可をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。 申請地は、駒ヶ谷754番1の一部 地目は、田 面積は、1,682㎡のうち0.89㎡ 設定人、被設定人は議案書のとおりです。 転用目的につきましては、営農型太陽光発電設備の設置になります。3年間の一時転用ということになります。 権利の種類 使用貸借件の設定ということになります。 農地区分は、農業振興地域の整備に関する法律に規定する計画に定める農用地になります。その区域内にある農地となります。 被設定人は、申請地に営農型太陽光発電設備を設置。パネルの下部において、柿の育成・収穫を行います。今回の申請は、令和4年6月30日付、大阪府指令農整5の18号にて許可のあった農地の一時転用期間が本年7月24日に終了するため、あらためての申請となります。 申請地は、農用地区域内にありますが、中心部分ではなく、辺縁部となり、市の農業振興地域整備計画に支障のない農地となります。発電設備は、支柱175本、パネル480枚、49.5キロワットの発電施設を2基設置。パネル下部では、申請地の所有者である農業者が、26本の柿の育成・収穫を行います。申請地は、株式会社オアンス役員の親族所有地であり、他の畑より高所にあるため、周辺農地への影響が少なく、太陽光発電設置の効果も高いと思われることから、選定いたしました。当初の申請であった令和元年7月の許可後、毎年大阪府への報告、また地元の農業委員、事務局でも営農状況を適宜確認しております。 樹高についても、剪定等で、枝を横に広げ、パネルの下部でも、日照を確保でき、年度ごとの計画も予定通りに進んでおります。 また隣接農地所有者及び、水利組合からの同意も得られておりますので、今後も問題が無いと判断しています。 現地の確認については、許可案件の審議を行う大阪府農業会議から、6月4日に現地確認の依頼がありました。大阪府農業会議会長、南河内地区担当委員と当局より奥野会長、地元委員の植野委員、当市事務局から現地で立会い済みでございます。 説明は以上です。審議の程よろしく願いいたします。
奥野議長	駒ヶ谷地区の農地法第5条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	6月4日に中谷会長はじめ奥野会長ご一緒いただきまして現地を確認していただきました。草が生えないように防除シートを隅から隅まできれいに張っていました。きれいに完璧な状態だということで、支障はないということで、継続はOKかと思えます。以上でございます。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、駒ヶ谷地区の農地法第5条の規定による許可申請について許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。 議案第22号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について事務局より説明を

	お願いします。
事務局	議案第22号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、説明させていただきます。 農地中間管理機構より農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取がありましたので、本定例会にて意見を求めます。なお、計画案が承認されましたら、農地中間管理機構に対して計画作成の要請を行うものです。 地図⑨利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。 申請地は、議案書のとおりとなっております。 権利の種類は、賃借権となります。 契約期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日までの5年間となります。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者は、議案書のおりです。 申請地は、竜王子地域にある古市地番の農地で、現況は、休耕地で雑草が茂っています。貸付人は、ブドウ栽培から撤退されている状態です。今回、担い手として、近隣で利用権の設定により農地を借り受けている実績のある方が、規模拡大のために申請されるものです。 借受人については、農地の借り受けを積極的に進めている方で、申請地は雑草が茂っていますが、重機を入れるほどのものではなく、棚は残っており、草刈などの保全を行い、計画通りに耕作されるものと判断いたします。 現地確認委員は吉田隆美委員です。 以上ご審議の程よろしく願いいたします。
奥野議長	駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか
地元委員	7月1日に現地確認させていただきました。この畑は昨年、2年前ですか、ハウスを張っていましたので、確認させてもらった7月1日には草が生えていましたけども、半分近く草があったんですけども、十分耕作ができるということで、ここで作っていただいたら他に迷惑もかからないので、非常にいいなあと思っています。以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。 議案第23号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第23号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、説明させていただきます。羽曳野市長より農用地利用集積等促進計画(案)に係る認可要件について意見聴取がありましたので、本定例会にて意見を求めます。なお、計画案が承認されましたら、市長へ承認の旨を報告いたします。

事 務 局	案件につきまして1件目から2件目について、貸付人及び親族との共有所有、場所は隣接しているため、合わせて説明いたします。 1件目です。 地図⑩利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。 申請地及び権利の種類と利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者は議案書のとおりです。 契約期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日までの5年間です。 申請地は、柏原市との市境に近く、近隣に小学校や宅地が形成されている地域に点在するブドウ畑です。土地の所有者はブドウ畑の規模を縮小するため、今回貸し付けされます。借受人は隣接市外のブドウ農家の方で、借り受けされる資格要件を満たされています。現況は2、3年前から耕作されず、草刈などはされており管理されている状況です。 耕作において、可能な状況にて計画どおり予定作物のブドウの作付けは問題ないと判断します。 現地確認委員は植野委員です。
	2件目です。 地図⑩利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。 申請地及び権利の種類と利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者は議案書のとおりです。 契約期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日までの5年間です。 申請地は、柏原市との市境に近く、近隣に小学校や宅地が形成されている地域に点在するブドウ畑です。土地の所有者はブドウ畑の規模を縮小するため、今回貸し付けされます。借受人は隣接市外のブドウ農家の方で、借り受けされる資格要件を満たされています。現況は2、3年前から耕作されず、草刈などはされており管理されている状況です。 耕作においては、可能な状況にて計画どおり予定作物のブドウの作付けは問題ないと判断します。 現地確認委員は植野委員です。
	3件目です。 地図⑩利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。 申請地及び権利の種類と利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者は議案書のとおりです。 契約期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日までの5年間です。 申請地は、柏原市との市境に近く、近隣に小学校や宅地が形成されている地域に点在するブドウ畑です。土地の所有はブドウ畑の規模を縮小するため、今回貸し付けされます。 借受人は当市におけるブドウ農家の方で、借り受けされる資格要件を満たされています。現況は5程年前から耕作されておらず、少し荒れている状況ですが、ブドウの棚は残っており、重機作業車両を入れる程の荒れているものではない状況です。

事 務 局	耕作においては、可能な状況にて計画どおり予定作物のブドウの作付けは、つとめていかれるということで問題ないと判断します。 現地確認委員は植野委員です。
	4件目です。 地図⑩利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。 申請地及び権利の種類と利用権の設定をする者等については、議案書のとおりです。 契約期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日までの5年間です。 こちらの概要も3件目と同様の内容となっておりますので、省略させていただきます。 現地確認委員は植野委員です。
	5件目です。 地図⑪利用権設定をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 申請地及び権利の種類と利用権の設定をする者等については、議案書のとおりです。 契約期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日までの5年間です。 現地は2年前まで稲作をされていましたが、現在は年1回の草刈りをされて保全されている状況です。 借受人は法人で芋類を栽培、販売しております。今回、規模拡大のため農地を借り受けされるものです。 法人としての活動は多岐にわたり、予定作物はサツマイモ、玉ねぎを予定されており、耕作においては実績も十分積まれており、周辺農家とも調和してトラブルなく営農されるのと判断します。 現地確認委員は麻委員です。
	6件目です。 地図⑫利用権設定をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。 申請地及び権利の種類と利用権の設定をする者等については、議案書のとおりです。 契約期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日までの5年間です。 現地につきましては、広瀬地内にある壺井地番の飛地に位置しています。 状況は、数年前より耕作されていませんが、借受人は申請地隣接地を借りていることや重機等も所有していますので、早速、草刈などの保全行為を行い、耕作に入れる状況です。 借受人は規模拡大を進めており、市外での借受農地ということで実績もあります。 隣接にある既に借りている農地もイチジク等耕作中であります。 申請地の営農については、他の農地は耕作管理されていることから、計画どおりされるものと判断しています。 現地確認委員は塩田委員です。

事務局	7件目です。 地図⑬利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。 申請地及び権利の種類と利用権の設定をする者等については、議案書のとおりです。 契約期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日までの5年間です。 現地につきましては飛鳥地内の鉢伏山山麓にあり、周辺にブドウ畑もあり通作可能な所に位置しています。現況は、耕作されておらず雑草等がありますが、ブドウ等が残っており、比較的雑草等は背が高くありませんので、保全管理すれば可能な状況と見受けられます。 貸付人は、ブドウ栽培から撤退しているため、今回担い手として借り受けの話としてまとめたものです。 借受人は利用権の設定で既に借受農地があり、予定作物であるブドウの栽培については、経験もあり予定どおり耕作されるものと判断しております。 現地確認委員は吉田隆美委員です。
	8件目です。 地図⑭利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。 申請地及び権利の種類と利用権の設定をする者等については、議案書のとおりです。 契約期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日までの5年間です。 申請地は、壺井地内にあるブドウ畑で、休耕地でしたが草刈を最近行われております。ブドウ棚も残っており、借受人は駒ヶ谷のブドウ農家の方で、借り受けによる規模拡大をされており実績を積んでおられることから、今後計画的に耕作に努められると判断しております。 現地確認委員は吉田繁委員です。
	9件目です。 地図⑮利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。 申請地及び権利の種類と利用権の設定をする者等については、議案書のとおりです。 契約期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日までの5年間です。 申請地は、柏原市との市境に近く、近隣に小学校や宅地が形成されている地域にあるブドウ畑です。土地の所有者はブドウ畑の規模を縮小するため、今回貸し付けされます。借受人は当市内のブドウ農家の方で、借り受けされる資格要件を満たされています。現況は2、3年前から耕作されていませんが、草刈などはされており管理されている状況です。 耕作においては、可能な状況にて計画どおり予定作物のブドウの作付けには問題ないと判断します。 現地確認委員は植野委員です。 説明は以上となります。

事務局	案件9件となっておりますが、皆さんにお配りしています予定議案が7件となっております。 議案第23号の単独名義と共有名義となっているところがありますが、貸し手の方で、単独所有と共有所有、これを●●さん、借り手に貸すということで内容は1件の案件なのですが、貸し手の所有者が単独と共有に分かれていましたので、ここは2段書きになっております。これを併せて1件ということです。上から3件目と4件目につきましても、●●さんと、●●さんとの共有となっていますので、借手の●●様ということで、これも1件という扱いで2段になっていますけども1件という解釈でお願いします。合わせて7件ということになります。 以上です。
奥野議長	1件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	6月27日に現地に確認に行ってみりました。柏原市の旭ヶ丘小学校をとりまく所に該当の畑がありました。3件なのですが、かたまっております。それで一番上からいきますと、2件一緒に説明させていただきたいのですが、借手側が一人で、貸す方も夫婦、あるいは単独という違いだけですので、一つの件ということにさせていただきます。 借り受けの人は柏原市内でブドウ園をやっておられまして、間違いなく引き継いで5年間は耕作をされるだろうということが推測されます。 畑は2, 3年作っておられないようで、草が生えておりますけども、そのへんは若い人なので、十分対応できるだろうと思います。 次に●●さんですが、駒ヶ谷に住んでおられる方で、昔から親父もおふくろも一緒に農地、ブドウを作っておられまして、今もやっておられます。 駒ヶ谷ではリーダーシップ、中心的な人物で、間違いなく耕作されていくと思います。これも6月27日に見に行ってみりました。だいたい畑の状況は貸し手の方の撤退ということで、同じような草が生えておられまして2, 3年耕作放棄地、あとは十分に管理してもらえらるだろうと思います。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。1件目、2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	3件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	現状の確認について説明させていただきます。この農地につきまして、6月27日に私の方で現地確認しました。草も生えておりません。好転にされておりまして適正に管理をなされていくだろうということと、作る準備もされていると聞いておりますので、基本的に利用権の設定に問題ないと解釈させていただきました。 以上です。

奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。3件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	4件目の西浦地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	草生えているんですけども、現在重機を入れて畝を作っている状態になっていますので、隣もイチジクを作って管理されているので、問題はないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。4件目の西浦地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	5件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	7月1日に現地確認させていただきました。先ほど現地確認した人と同じ所有者と耕作される方は同じ人なので、現場は若干草が生えておりますけども、棚までは、いっていることはございませんので、ブドウ棚は残っておりますので、十分ブドウの耕作はできるということで、作って頂いたら他に迷惑はかけないので、ありがたいなと思っております。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。5件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	6件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	6月28日に現地確認させていただいたのですが、それまでには通ったことはあったんですけど、草は茂ってたんですけど、28日現地確認行った時にはきれいにされていました。ブドウ畑が言われている通り、耕作に適していると思われるので、これからも見守っていきたいと思います。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。

奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。6件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	7件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	6月27日に現地に確認に行っていました。先ほど4件を2件で説明させていただきました同じ貸し手の方の案件でございます。借り手の方は若手で、駒ヶ谷のブドウをやっていくパイオニア的存在かなと、新しく来られて開拓していった仲間を増やせるという感じで活躍されておられる。間違いなく管理されて、耕作されて行かれると認識しています。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。7件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	これをもって、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14：45】